

100周年記念基金国際交流助成における審査指針に関する申し合わせ

I. 「国際会議への出席」について

1. 本助成申請の有資格者

- (1)国際会議で発表を予定している若手研究者（申請時点で35歳程度以下の人）。
- (2)申請締切の3ヶ月前の時点で、電気学会会員であること。
- (3)過去に本助成または、「桜井基金による海外派遣助成」を受けたことのある者は、申請時点で前回の助成による渡航から3年以上経過していること。
- (4)同一推薦者からの申請については、「桜井基金による海外派遣助成」を含め、前回の受諾された申請から、3年以上経過していること。

2. 助成額について

- (1)助成額については、研究調査会議の決定額とする。
- (2)助成額は往復の渡航費（一般の割り引き運賃）程度を目安とする。

具体的な助成額を目安は、源泉税込みで原則以下の金額とする。

※毎年の基金の利子や申請数により、助成額が著しく少額になることがある。

欧州（含む西ロシア）	20万円	オセアニア	20万円
北米	15万円	アジア（含む韓国・中国・東ロシア）、ハワイ	10万円
中南米	30万円	アフリカ	30万円

3. 助成者の選考にあたって考慮する事項

助成者の選考にあたっては、原則として、下記の項目について考慮する。

- (1)会議での役割（論文発表、招待講演、座長など）
- (2)本助成採択回数（助成実績のない者を優先）
- (3)渡航回数（渡航回数の少ない者優先）
- (4)経済的な状況などを考慮し、学生を優先する。ただし学生の優先順位は、①大学院博士課程、②大学院修士課程（博士課程への進学予定者）、③大学院修士課程、④大学学部・高専専攻科（大学院修士課程への進学予定者）、⑤大学学部・高専専攻科とし、発表論文のファーストオーサーであること
- (5)在会年数
- (6)大会・研究会での発表回数
- (7)論文誌への論文掲載回数（筆頭著者）
- (8)優秀論文発表賞（賞A・B）の受賞回数

II. 「桜井基金による海外派遣」について

1. 本助成申請の有資格者

- (1)電力技術に関する国際会議への出席者
- (2)申請締切の3ヶ月前の時点で、電気学会会員であること。
- (3)過去に本助成または、「国際会議への出席助成」を受けたことのある者は、申請時点で前回の助成による渡航から3年以上経過していること。

(4)同一推薦者からの申請については、「国際会議への出席助成」を含め、前回の受諾された申請から、3年以上経過していること。

2. 助成額について

「国際会議への出席助成」に準じる。

3. 助成者の選考にあたって考慮する事項

「国際会議への出席助成」に準じる。

4. 桜井基金の年度予算額に余剰が発生した場合、かつ国際交流基金の年度予算額に不足が発生した場合は、余剰金を、国際交流基金による国際会議への出席に充当することができる。

III. 「外国学会との交流活動」について

1. 本助成は、日本で開催する電気学会主催の会議での特別講演、招待講演などのために海外の著名な研究者、技術者を招聘するための交通費、滞在費などを援助する。

2. 助成額について

(1)助成額については、研究調査会議の決定額とする。

(2)具体的な助成額の目安は、源泉税込みで原則以下の通りとする。

※毎年の基金の利子や申請数により、助成額が著しく少額になることがある。

欧州（含む西ロシア）	20万円	オセアニア	20万円
北米	15万円	アジア（含む韓国・中国・東ロシア）、ハワイ	10万円
中南米	30万円	アフリカ	30万円

3. 助成者の選考にあたって考慮する事項

(1)同一の会議から複数名申請する場合は希望順位をつけて申請する。同一の会議への助成人数は、全体の申請状況、会議の規模にもよるが、原則として1名とする。

(2)招聘者の経済的な状況も考慮する。

IV. その他

本制度に関して、ホームページを利用して会員に周知し、広く公募する。

(付則)

1. 平成13年4月17日、調査会議にて承認。
2. 平成14年4月10日、調査会議にて見直しについて承認。
3. 平成18年2月9日、研究経営会議にて一部改正。
4. 平成18年4月26日、理事会にて一部改正。
5. 平成22年10月25日、研究経営会議にて一部改正。
6. 平成30年10月26日、研究調査会議にて一部改正。
7. 令和2年2月4日、研究調査会議にて一部改正。